

# 子育て応援特別手当の申請はすみしましたか？

《対象となる子ども》

西原町に住民登録のある平成14年4月2日から  
平成17年4月1日生まれの子で、第2子以降の子ども

《手当の額》

対象となる子ども 1人あたり 36,000円

## 我が家はもらえるの???

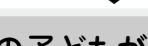
18歳以下の子ども(平成2年4月2日以降に生まれた子ども)が2人以上いる

いいえ



もらえない

はい



第2子以降の子どもが平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれに該当する

いいえ



もらえない

はい



もらえる



該当すると思われる世帯へは、3月下旬に2月1日時点での世帯主へ申請書をお送りしています。まだ届いていない方はご連絡下さい。

《手続き方法》 対象となる世帯の世帯主が、所定の申請書に必要事項を記入し、振込先の通帳の写しを添付して提出（原則郵送にて提出）

《受付期間》 平成21年4月1日から平成21年10月1日

## よくある質問

**Q** どうして、第2子以降の3歳から5歳の子が対象なの？

**A** 多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所または幼稚園に子どもが共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること。2歳までの子どもには、別途児童手当で乳幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮したものです。

**Q** 子育て応援特別手当は、来年も支給されるの？

**A** 今回かぎりです。定額給付金と同様に「生活対策」として平成20年度限りの措置です。

**Q** 19歳、5歳、3歳、2歳の子がいますが、5歳と3歳の子がもらえるの？

**A** 第2子以降の判定については、18歳まで(平成2年4月2日以降に生まれた子)を基礎とするため、5歳の子が第一子となり、第二子以降の対象となるのは3歳の子のみとなります。

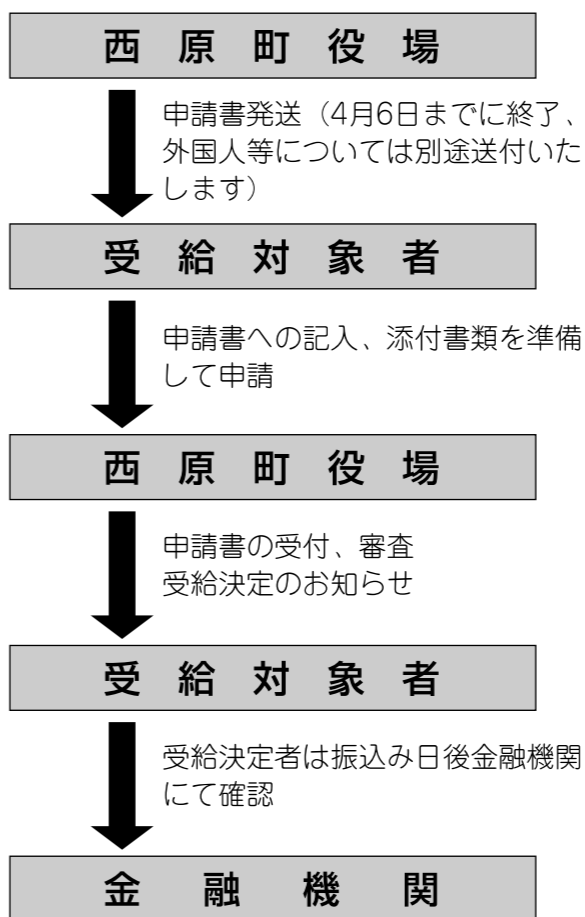
【お問い合わせ】 定額給付金・子育て応援特別手当対策チーム ☎ 098-882-8885

# 定額給付金の受給申請受付中!

西原町では、景気後退による生活支援、地域の経済対策のため「定額給付金」の受給申請を受け付けています。

申請については平成21年4月からの6ヶ月間ですので、西原町役場から送付された申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、お早めに手続をお願いします。

## ● 手続の流れ



## ● 給付額

給付対象者1人につき12,000円  
但し、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円

## ● 申請に必要なもの

- ① 定額給付金申請書
- ② 通帳の写し(金融機関、口座番号、預金者氏名(カナ)がわかるようにコピーして下さい)

## ● 受付期間

平成21年4月1日～10月1日  
※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

## ● 支給開始日

平成21年5月15日以降予定  
※受付順に支給を開始しますので、お早めに手続をお願いします。



## ● 受給対象者

基準日(平成21年2月1日)において①、②に該当する者  
① 町の住民基本台帳に記録されている者  
② 町の外国人登録原簿に登録されている者(不法滞在者及び短期滞在者は対象外)

注意 不審な電話や郵便物が届いたら、迷わずご連絡ください。(土日・祝祭日を除く業務時間内)  
【問い合わせ先】 西原町役場 定額給付金対策チーム ☎ 098-882-8885